

第3期塩竈市障がい者プラン

- 第3期 塩竈市障がい者福祉計画
- 第5期 塩竈市障がい福祉計画
- 第1期 塩竈市障がい児福祉計画



2018年(平成30年)3月

塩竈市

I

計画の策定にあたって

1 計画策定の主旨

本市では、2001（平成 13）年「障害者基本法」に基づき「塩竈市障がい者プラン（計画期間：2001（平成 13）年度～ 2011（平成 23）年度）」を策定して以降、ノーマライゼーションの実現に向けて取り組んできました。

これまでの施策の達成状況や障害福祉関係法令の改正等の動向も踏まえ、「第 3 期塩竈市障がい者プラン」を策定するものです。



2 計画の期間

「塩竈市障がい者プラン」は、障害者基本法に基づく「障がい者福祉計画」と、障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」及び児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」の 3 つの計画を「第 3 期塩竈市障がい者プラン」とします。

第 3 期塩竈市障がい者プラン計画期間

年 度	2018 年度 (H30 年度)	2019 年度 (H31 年度)	2020 年度 (H32 年度)	2021 年度 (H33 年度)	2022 年度 (H34 年度)	2023 年度 (H35 年度)
障がい者福祉計画	第 3 期 障がい者福祉計画					
障がい福祉計画	第 5 期 障がい福祉計画			第 6 期 障がい福祉計画		
障がい児福祉計画	第 1 期 障がい児福祉計画			第 2 期 障がい児福祉計画		

3 計画の位置付け

「第 3 期塩竈市障がい者プラン」は「第 5 次塩竈市長期総合計画」と「塩竈市震災復興計画」を上位計画とし、また「新のびのび塩竈っ子プラン」や「塩竈市教育振興基本計画」等の関連計画と相互に連携しながら、総合的に障がい者福祉を推進する計画です。

4 第 3 期塩竈市障がい者福祉計画の基本理念と基本目標

(1) 基本理念

本プランの基本理念は、「第 2 期塩竈市障がい者プラン」の基本理念を継承するとともに、「第 5 次塩竈市長期総合計画」の基本計画（だれもが安心して暮らせるまち 共に支え合う福祉のまちづくり）を踏まえ、以下の通りとします。

だれもが生きがいを持ち、安心して暮らせるまち

(2) 基本目標

目標 1 共に生活できるまち

障がいのある人もない人も、住み慣れた地域でともに生きる「ノーマライゼーション」の理念を踏まえ、心のバリアフリー、情報のバリアフリーの推進や生活環境の整備等、地域でともに生活できるまちづくりを進めます。

目標 2 自分らしくいきいきと自立した暮らしのできるまち

障がいのある人の自主性と主体性を大切にして、自分らしくいきいきとした暮らしのできるまちづくりを進めます。このため、療育体制と教育の充実、雇用と就労の支援、文化活動やスポーツ活動による社会参加の促進、社会的自立の支援等の充実を図ります。

目標 3 共に安心した暮らしができるまち

障がいのある人もない人も、ともに安心した暮らしができるまちづくりに向け、保健・医療・福祉等の連携促進、防犯・防災対策、相談体制の充実と人材の育成、地域生活支援等の充実を図ります。

5 施策の体系

目標1 共に生活できるまち

<心のバリアフリーの推進>

- ①市民への啓発
- ②福祉教育・地域交流の推進
- ③ボランティアの育成と活動支援
- ④生涯学習の場における啓発
- ⑤権利擁護体制の推進
- ⑥障がい者差別解消の推進
- ⑦障がい者虐待防止の推進

<情報のバリアフリーの推進>

- ①情報の提供
- ②情報アクセシビリティの向上

<生活環境の整備>

- ①障がいのある人の住宅の整備
- ②住みよいまちづくりの推進
- ③移動環境の整備

目標2 自分らしくいきいきと自立した暮らしのできるまち

<療育体制と教育の充実>

- ①発達支援体制の充実
- ②教育段階における障がい児支援体制の充実
- ③切れ目のない総合的な支援体制の構築

<雇用と就労の支援>

- ①障がい者雇用率の向上
- ②適正な職能評価と訓練機能体制の充実
- ③施設の整備

<文化活動とスポーツ活動の推進>

- ①芸術・文化活動の推進
- ②スポーツ・レクリエーションの推進

<社会的自立の支援>

- ①移動支援の整備
- ②コミュニケーション支援の充実

目標3 共に安心した暮らしができるまち

<保健・医療・福祉等の連携促進>

- ①母子保健の充実
- ②成人保健の充実
- ③精神保健の充実
- ④難病施策の充実

<防犯・防災対策>

- ①地域防災体制の整備
- ②防犯と安全対策の充実

<相談体制の充実と人材の育成>

- ①相談支援体制の強化
- ②地域の支援体制づくり

<地域生活の支援>

- ①障害福祉サービスの充実
- ②障害児福祉サービスの充実
- ③重症心身障害者・障害児への支援
- ④地域移行・定着への支援
- ⑤家族介護者への支援
- ⑥経済的支援の充実
- ⑦地域リハビリテーションの充実

II

第5期障がい福祉計画

1 障害福祉サービス一覧

訪問系サービス	日中活動系サービス	居住系サービス	相談支援サービス
<ul style="list-style-type: none"> ● 居宅介護 ● 重度訪問介護 ● 同行援護 ● 行動援護 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活介護 ● 自立訓練 (機能訓練、生活訓練) ● 宿泊型自立訓練 ● 就労移行支援 ● 就労継続支援 (A型＝雇用型) (B型＝非雇用型) ● 療養介護 ● 短期入所 (ショートステイ) (福祉型、医療型) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設入所支援 ● 共同生活援助 (グループホーム) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画相談支援 ● 地域移行支援 ● 地域定着支援

2 地域生活支援事業一覧

必須事業	任意事業
<ol style="list-style-type: none"> (1) 理解促進研修・啓発事業 (2) 自発的活動支援事業 (3) 相談支援事業 (4) 成年後見制度利用支援事業 (5) コミュニケーション支援事業 (6) 日常生活用具給付事業 (7) 手話奉仕員養成研修事業 (8) 移動支援事業 (9) 地域活動支援センター 	<ol style="list-style-type: none"> (10) 訪問入浴サービス (11) 日中一時支援事業 (12) スポーツ・レクリエーション教室 開催事業 (13) 声の広報発行事業



3 障害者に対するサービス等の提供体制の確保に関する目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

● 福祉施設入所者の地域生活への移行実績と移行目標 ●

項目	数値	考え方
2016(平成28)年度末の入所者数(A)	59人	2016(平成28)年度末の福祉施設入所者数
2020(平成32)年度末の入所者数(B)	60人	2020(平成32)年度末の福祉施設入所者見込数
【目標値】削減見込	0人	減少見込数
【目標値】地域生活移行者数	3人(6%移行)	2020(平成32)年度末までの、福祉施設からグループホーム等への移行者数

(2) 地域生活支援拠点施設の充実

2017(平成29)年4月に、2市3町(塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町)が共同で運営する宮城東部地域自立支援協議会の委託事業により地域生活支援拠点センターを設置しましたが、今後は2市3町が連携し拠点センターの機能強化等について検討・協議を行いながら、体制の充実を図っていきます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

● 福祉施設利用者の一般就労への移行実績と移行目標 ●

項目	数値	考え方
2016(平成28)年度の年間一般就労移行者数	5人	就労移行支援事業等を通じての、2016(平成28)年度中の一般就労移行者数
【目標値】2020(平成32)年度の年間一般就労移行者数	7人(1.4倍)	就労移行支援事業等を通じての、2020(平成32)年度中の一般就労移行者数

※福祉施設からの移行とは、就労移行支援または就労継続A型施設等から一般就労に移行すること。在宅や地域活動支援センター(藻塩の里)からの就労は除かれます。

(4) 就労移行支援事業の利用者数及び事業所数

● 就労移行支援事業及び事業所の利用目標 ●

項目	数値	考え方
2016(平成28)年度末の就労移行支援事業利用者数	9人	2016(平成28)年度末の就労移行支援事業利用者数
【目標値】2020(平成32)年度末の就労移行支援事業利用者数	18人(2倍)	2020(平成32)年度末の就労移行支援事業利用者数

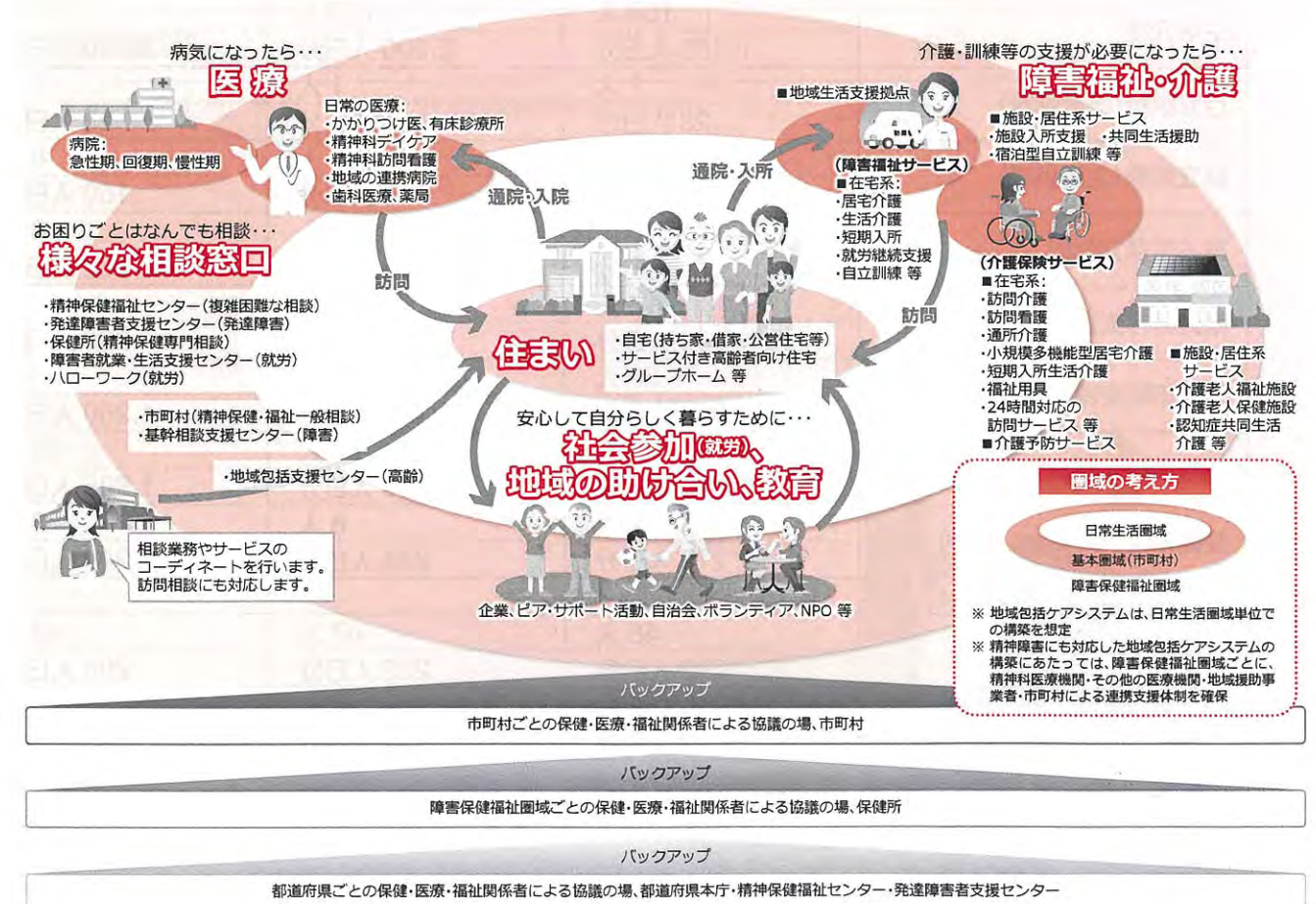
● 就労移行率が3割以上の事業所の割合 ●

項目	数値	考え方
2017(平成29)年4月1日の就労移行支援事業所見込数(A)	0事業所	2017(平成29)年4月1日時点での就労移行支援事業所数
2020(平成32)年度における就労移行率3割以上の事業所数(B)	1事業所	2020(平成32)年度における就労移行率3割以上の事業所数
【目標値】2020(平成32)年度末における就労移行率3割以上の事業所の割合(B)/(A)	皆増	2020(平成32)年度末における就労移行率3割以上の事業所の割合

(5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

● 保健、医療、福祉による協議の場の設置目標 ●

項目	数値	考え方
保健、医療、福祉の関係者による協議の場を設置	1か所設置	2020(平成32)年度末までに設置



4 障害福祉サービス等の必要な量の見込み

● 訪問系サービス ●

サービス内容	第5期計画値		
	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2030年度 (H32年度)
居宅介護	70人 840時間	75人 900時間	80人 960時間
重度訪問介護	2人 279時間	3人 419時間	3人 419時間
同行援護	14人 126時間	15人 135時間	16人 144時間
行動援護	5人 40時間	6人 48時間	7人 56時間

※2017(平成29)年度は、4月～9月の利用実績の平均になります。
※単位：人(1か月あたりの実利用人数)、時間(1か月あたりの延利用時間)

● 日中活動系サービス ●

サービス内容	第5期計画値		
	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2030年度 (H32年度)
生活介護	108人 2,160人日分	110人 2,200人日分	112人 2,240人日分
自立訓練(機能訓練)	1人 23人日分	1人 23人日分	1人 23人日分
自立訓練(生活訓練)	6人 120人日分	7人 140人日分	8人 160人日分
宿泊型自立訓練	6人 174人日分	7人 203人日分	8人 232人日分
就労移行支援	18人 288人日分	18人 288人日分	18人 288人日分
就労継続支援A型(雇用型)	50人 1,050人日分	55人 1,155人日分	60人 1,260人日分
就労継続支援B型(非雇用型)	85人 1,615人日分	90人 1,710人日分	95人 1,805人日分
療養介護	7人 213人日分	8人 244人日分	8人 244人日分
短期入所(ショートステイ)			
福祉型	45人 270人日分	47人 282人日分	49人 294人日分
医療型	2人 12人日分	4人 24人日分	6人 36人日分

※2017(平成29)年度は、4月～9月の利用実績の平均になります。
※単位：人(1か月あたりの実利用人数)、人日分(1か月あたりの延利用人数)
※短期入所の第4期計画実績については福祉型のみです。

● 居住系サービス ●

サービス内容	第5期計画値		
	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2030年度 (H32年度)
施設入所支援	60人	60人	60人
共同生活援助(グループホーム)	53人	56人	59人

※2017(平成29)年度は、4月～9月の利用実績の平均になります。
※単位：人(1か月あたりの実利用人数)

● 相談支援サービス(計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援) ●

サービス内容	第5期計画値		
	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2030年度 (H32年度)
計画相談支援	420人	440人	460人
地域移行支援	0人	1人	1人
地域定着支援	11人	12人	13人

※2017(平成29)年度は、4月～9月の利用実績の平均になります。
※単位：人(1か年あたりの延利用人数)



III

第1期障がい児福祉計画

1 障害児福祉サービス一覧

(1) 児童発達支援

未就学の障がいのある子どもを対象に、施設等への通所により日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

(2) 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要と認められた障がいのある子どもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等を行うとともに治療も行います。

(3) 放課後等デイサービス

学校通学中の障がいのある子どもを対象に、放課後や休日に施設等に通所させ、生活技能向上のために必要な訓練や社会との交流の促進を行います。

(4) 保育所等訪問支援

障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士等が保育所等を訪問し、障がいのある子どもや保育所等の職員に対し、障がいのある子どもが集団生活に適応するための専門的な指導を行います。

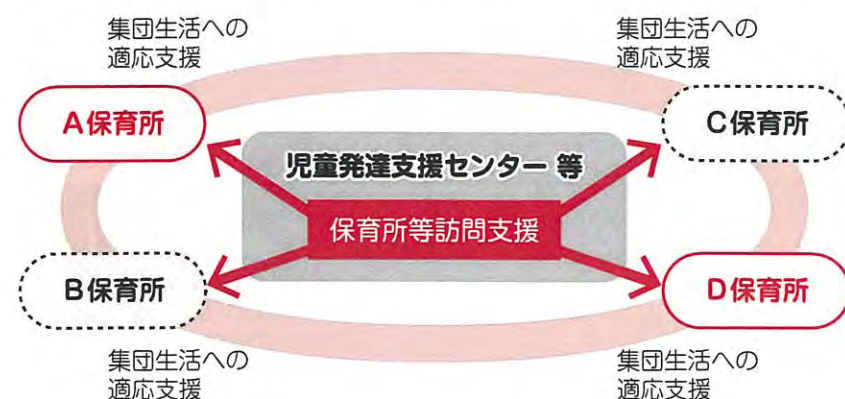
(5) 障害児相談支援

障がいのある子どもが、障害児通所支援等を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。

2 障害児に対するサービス等の提供体制の確保に関する目標

(1) 保育所等訪問支援の充実

保育所や幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築し、障がいのある子どもの地域社会への参加、包容（インクルージョン）の推進を図っていきます。



(2) 児童発達支援センターの設置

● 児童発達支援センターの設置目標 ●

項目	数値	考え方
2020(平成32)年度末時点の児童発達支援センターの設置数	1か所	2020(平成32)年度末までの児童発達支援事業所数

(3) 重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所の確保

● 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の設置目標 ●

項目	数値	考え方
2020(平成32)年度末時点の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1か所	2020(平成32)年度末までの児童発達支援事業所数
2020(平成32)年度末時点の放課後等デイサービス事業所の設置数	1か所	2020(平成32)年度末までの放課後デイサービス事業所数

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

● 保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置目標 ●

項目	数値	考え方
2018(平成30)年度末までに保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置	1か所	2018(平成30)年度末までに設置
医療的ケア児の支援を調整するコーディネーターの配置	1人以上配置	2018(平成30)年度末までに設置

3 指定障害児通所支援等の必要な量の見込み

● 指定障害児通所支援等 ●

サービス内容	第1期障がい児福祉計画計画値		
	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2030年度 (H32年度)
児童発達支援	27人 324人日分	31人 372人日分	35人 420人日分
医療型児童発達支援	0人 0人日分	0人 0人日分	1人 12人日分
放課後等デイサービス	72人 847人日分	78人 847人日分	84人 847人日分
保育所等訪問支援	4人	4人	4人
障害児相談支援	120人	140人	160人

※2017(平成29)年度は、4月～9月の利用実績の平均になります。

※単位：人(1か月あたりの実利用人数)、人日分(1か月あたりの延利用人数)

IV

計画の推進体制と進行管理

(1) 県・関係機関との連携強化

障がい福祉サービス等の提供、総合的な相談支援や地域への移行支援等にあたっては、宮城県や近隣自治体、社会福祉法人や医療機関をはじめとした関係機関との連携を強化することで効果的な計画の推進を図ります。

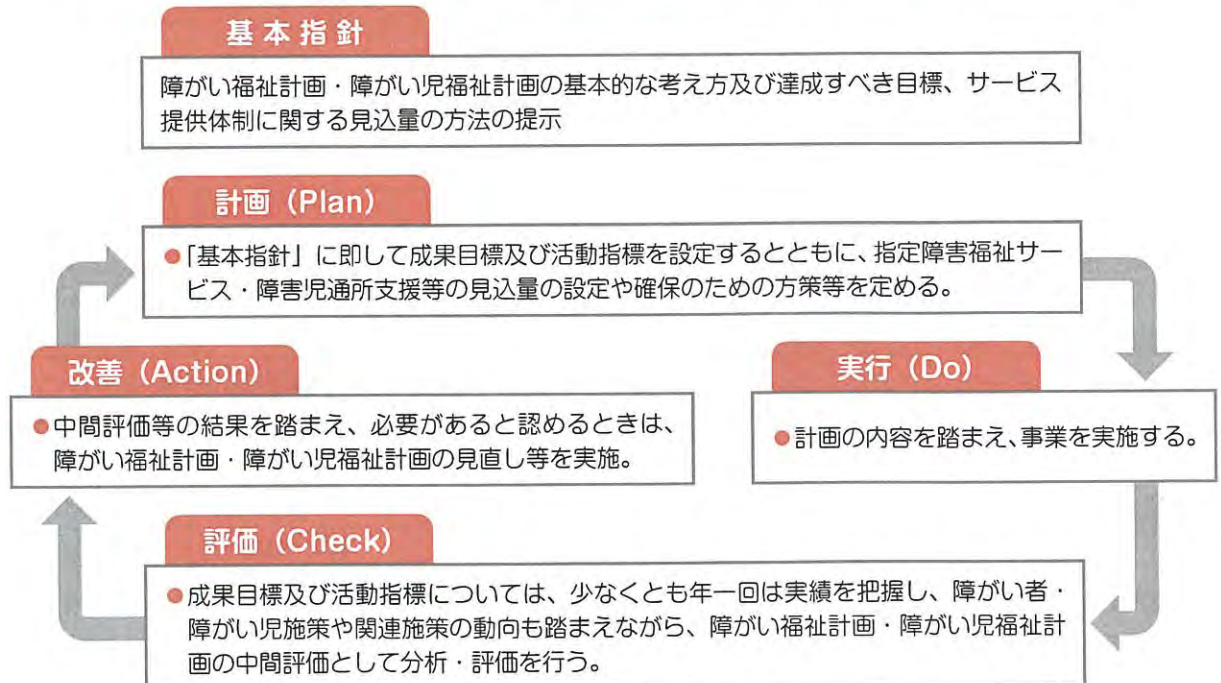
(2) 塩竈市障がい者福祉推進委員会の設置

障がい者及び障がい児福祉の施策について、市民の意見を十分に反映しながら円滑かつ適正に実施するために、学識経験者をはじめ地域福祉、障がい者団体、事業所、教育、行政、法律、医療機関、市民代表の関係者からなる「塩竈市障がい者福祉推進委員会」を設置しました。

(3) 本プランにおける進行管理と評価

本プランの推進と進行管理は、「計画 (Plan)」、「実行 (Do)」、「評価 (Check)」、「改善 (Action)」のプロセスを循環させながら、障がい者及び障がい児関連施策の動向も踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

● 第3期塩竈市障がい者プランにおけるPDCAサイクルプロセスのイメージ ●



第3期塩竈市障がい者プラン

第3期塩竈市障がい者福祉計画・第5期塩竈市障がい福祉計画・第1期塩竈市障がい児福祉計画

2018年(平成30年)3月 発行 塩竈市 健康福祉部 生活福祉課

連絡先 TEL:022-364-1131 FAX:022-366-7167